

# 人権教育基本方針

## はじめに

本市では「ほほえみ・ときめき 野洲市」を推進していくうえで合併前より「人権」を重要施策と位置づけ、まちづくりを進めてきた。そして、その基軸として「同和対策審議会答申」の趣旨をふまえ、同和問題の解決を重要な柱として位置づけ、同和教育の取り組みをベースに女性や障がい者をはじめとするさまざまな人権問題の個別課題を捉え、人権教育の取り組みを進めるものである。

2004（平成16）年10月に「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を制定し、豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でる ほほえみ・ときめきの都市をつくりあげていくため、この基本方針を策定する。

## 1. 人権教育の側面

さまざまな人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるためには、すべての人々が「人権とは何か」や人権問題を正しく理解すること、さらにすべての人々に人権教育を受ける機会が保障されることが重要である。また、人権尊重の精神を徹底するためには、すべての教育が人権を尊重したものとして行われることが大切である。

現状においては人権を侵害していることすら気づいていない社会が存在している。その社会を人権文化が生きづく社会にするために、人権教育を進めていくことが大切である。

### 「人権及び人権問題を理解する」人権教育

人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、人権という普遍的文化の創造をめざし、人権についての考え方をはじめ、同和問題や子ども、女性、障がい者、在日外国人にかかわる人権問題及び社会の変化の中で生じる新たな人権問題について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である。

また、人権問題は自分にかかわる問題であり、非日常的で特別なこととして捉えるのではなく、日常的な生活のあり方そのものから改めて見直すことが求められる。さらに、それぞれの人権問題の不合理性と問題構造を正しく理解し、人権侵害の行為者にならないことはもちろん、他人の行為であっても興味本位で捉え、無関心となって、人権侵害を助長することのないよう優れた人権感覚、人権意識を高めることが必要である。

### 「教育を受ける権利の保障」としての人権教育

すべての人々が社会に主体的に参画できるようにするために、教育の果たす役割は大きいものがある。このため、すべての人々にそれぞれの状況に応じて教育の機会均等の実現を図るとともに、学習への意欲を育て、自らが学び、学力を獲得する喜びを実感することが大切である。そのためには自己選択に基づく学習と進路の保障を図ることなどを通して、生涯学習の基礎となる力をはぐくむことが必要である。

## 「人権教育が人権を守られた状態で展開される」人権教育

人権擁護の視点から人間を尊敬する人権尊重の精神を日常生活における具体的な取り組みを通して身に付け、技術・技能や態度の育成にまで高める必要がある。そのためには、学習のあらゆる過程で人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にして行われなければならない。

### 2. 推進目標

差別や人権侵害をなくし、互いに尊敬しあうべき存在であることを認識し、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くことが必要である。

そのためには、差別や人権侵害の現実から学び、子どもたちに差別や人権侵害をなくすためのスキル（態度・技能）を身につけるための活動や営みを大切にする人権教育を、就学前教育・学校教育・社会教育の分野で展開していく。

人が生命を授かり、他の人から愛され、信頼されることによって、他の人の命を大切にし、信頼し、誠実な心が育つといわれている。また、このことは同時に自分自身を大切にすることにもつながっていく。人権意識を身につけることは他の人々によって左右されるものである。そこで、本来であれば学校教育・社会教育に対して、家庭教育ということが通常のカテゴリーであるが、人として生きていく基礎を養う就学前の時期に着目し、就学前教育の項目を目標として設け、人権教育を推進するものである。

#### (1) 就学前教育

**生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づき、道徳性の芽生えを培い、情操を高め、お互いを大切にする態度と人格の育成を図る。**

生命を授かり生命を育むことの家庭教育そのものが人権教育というべきものであるが、保育園・幼稚園へ子どもが入園する場合は、家庭と保育園・幼稚園とが連携しながら、人権教育を展開しなければならない。この時期の子どもたちは、未分化な存在であり、当然、人として生きることの意義や社会的責任を意識することなく、保護と養育が必要とされる存在でもある。子どもたちはまわりの人からいろいろな言語や行動様式を学び、さまざまな感覚（感性）を身につけていくといわれている。その時期の子どもに排他的な言動や

子どもの前で人を非難するような行為を見せることは、子どもの人権意識・人権感覚を誤ったものとする事となる。日々の体験の中でいろいろな人との関わりを広げ、自他を愛し、大切にすることで自尊感情が育っていく。就学前教育においては、教職員をはじめとする周囲の大人がどのように学び、良きモデルとして子どもたちにどう接するかが極めて重要である。

## (2) 学校教育

**一人ひとりの人権を尊重する態度を育成するとともに、知識や理解を態度に結びつけるためのスキルを体得できるよう人権教育を推進していく。**

人権尊重の精神と実践的態度の育成は年少期から始めることが重要であり、お互いの「違い」を認め合い、人間の尊厳を認識することはきわめて大切である。人権意識が暮らしのすみずみにまで行きわたったまちづくりを進めるには次世代を担っていく子どもたちの役割は大きい。小学校・中学校・高等学校の発達段階に応じて一貫した人権教育を行うことにより正しい人格を育成する。「生きる力」をはぐくむ総合的な学習の時間等の機会を含め、子どもたちの確かな理解に結びつく教材の開発や行動力を育てる学習を支える教育方法の研究を進め、子どもたち一人ひとりが自分らしく生きる力と寛容的な人間関係を育てる教育の充実を図らなければならない。

## (3) 社会教育

**毎日の生活の中で、あらゆる人々の考え方や文化と共存しながら、人と人との関係や人と組織との関係の中で人権を捉え、差別や偏見から解き放たれた生活をつくりあげていく。**

一人ひとりが生活を通じて人権を理解し、生活のあらゆる場面で生涯を通して人権尊重の精神をはぐくみ、自ら人権問題について学習できる機会を捉え、人権意識を確立していくことが重要である。人権に根づいた人と人との関係が生み出されること、そして、だれもが生きがいを感じられる生涯学習と人権教育が暮らしに根づき、生活全体が人権意識に貫かれることこそ豊かな人づくりまちづくりといえる。

地区別懇談会など各種研修会やセミナーについて、情報機器などの媒体を通じて多種多様な学習機会を提供し、その機会を自らが活用することにより、毎日の生活が人権の視点で営まれ、人権文化に満ちあふれたまちとなるよう総合的、体系的な人権教育を推進する。